

給付対象となりうる例

- （例１）令和６年推計所得税（令和５年分）に比べ、令和６年分確定所得税が減少した

家族構成：夫（課税者）・妻・子の３人世帯の場合

所得税定額減税可能額：３０，０００円×３人（夫・夫の扶養親族である妻と子）＝９０，０００円

住民税定額減税可能額：１０，０００円×３人（夫・夫の扶養親族である妻と子）＝３０，０００円

令和５年所得	令和６年所得
	
令和６年推計所得税額100,000 所得税定額減税可能額90,000 減税しきれない額(①)0	令和６年分確定所得税額55,000 所得税定額減税可能額90,000 減税しきれない額(④)35,000
令和６年度個人住民税所得割額80,000 住民税定額減税可能額30,000 減税しきれない額(②)0	令和６年度個人住民税所得割額80,000 住民税定額減税可能額30,000 減税しきれない額(⑤)0
令和６年度調整給付額(①+②)0 ↓1万円単位で切り上げ 令和６年度調整給付額(③)0	本来給付すべき額(④+⑤)35,000 ↓1万円単位で切り上げ 本来給付すべき額(⑥)40,000

※令和６年度個人住民税所得割額は、令和５年中の所得を基に計算するため
変わりはありません。

差額(⑥－③)の**4万円**を
不足額として給付

- （例2）令和5年中に収入が無く、就職によって令和6年中に収入が発生した

- 家族構成：単身世帯の場合

- 所得税定額減税可能額：30,000円×1人（本人）＝30,000円
- 住民税定額減税可能額：10,000円×3人（本人）＝10,000円

令和5年時点 学生



令和6年時点 就職



令和6年推計所得税額	0
所得税定額減税可能額	0
減税しきれない額(①)	0
令和6年度個人住民税所得割額	0
住民税定額減税可能額	0
減税しきれない額(②)	0
令和6年度調整給付額(①+②)	0
↓1万円単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額(③)	0

令和6年分確定所得税額	25,000
所得税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額(④)	5,000
令和6年度個人住民税所得割額	0
住民税定額減税可能額	10,000
減税しきれない額(⑤)	10,000
本来給付すべき額(④+⑤)	15,000
↓1万円単位で切り上げ	
本来給付すべき額(⑥)	20,000

※令和6年度個人住民税所得割額は、令和5年中の所得を基に計算するため
変わりはありません。

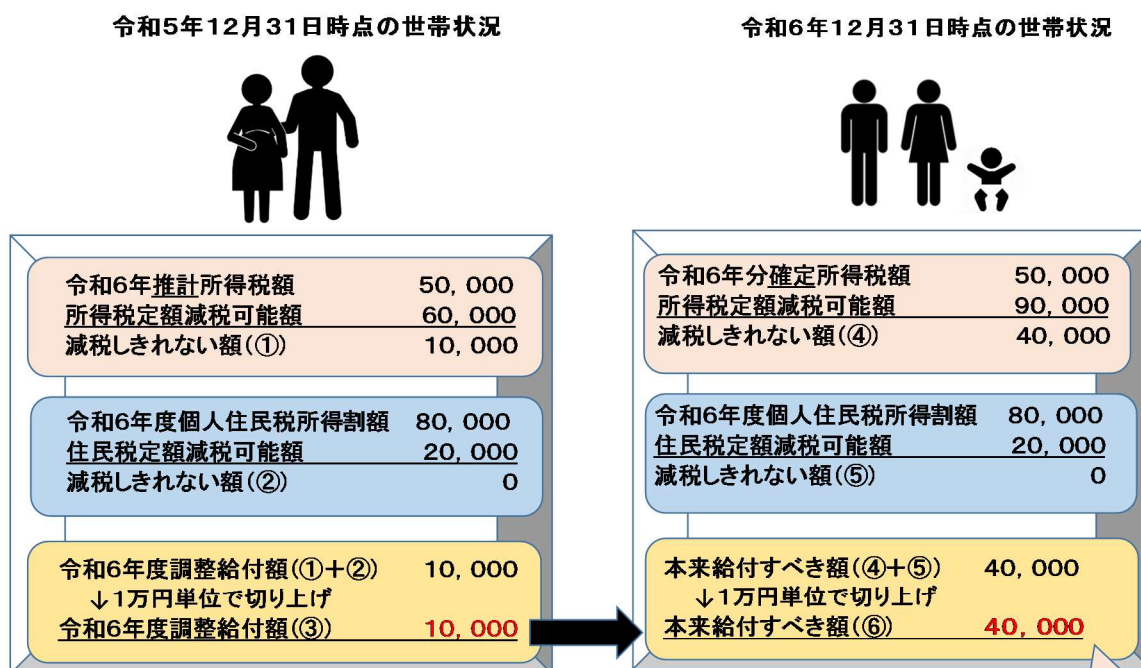
※令和5年時点では所得税、個人住民税所得割のどちらも0円のため
定額減税調整給付の対象外となります。

差額(⑥-③)の2万円を
不足額として給付

・ (例3) こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加した

- ・ 家族構成：夫（課税者）と妻の2人世帯⇒夫（課税者）と妻・子の3人世帯になった場合
- ・ 所得税定額減税可能額：30,000円×2人（夫・夫の扶養親族である妻）＝60,000円
- ➡ 所得税定額減税可能額：30,000円×3人（夫・夫の扶養親族である妻と子）＝90,000円
- ・ 住民税定額減税可能額（※）：10,000円×2人（夫・夫の扶養親族である妻）＝20,000円

※住民税定額減税可能額は令和5年12月31日時点の扶養状況によって判定するため変わりはありません。



※令和6年度個人住民税所得割額は、令和5年中の所得を基に計算するため変わりはありません。

差額(⑥－③)の3万円を
不足額として給付

・ (例4) 当初調整給付後に税額修正等により、令和6年度個人住民税所得割額が定額減税可能額より

り少なくなった